

提出された意見	意見に対する市の考え
1. 波岡中学校南側市街化調整区域に令和3年4月から令和5年7月下旬まで、大量の土砂が不法投棄されました。この間、周辺の住民は振動・騒音と砂塵による被害で環境が悪化し生活に支障を来す期間が長く続きました。現在も法面に沿って土砂が数メートルの高さまで積み込まれ危険の状態になっています。地震や豪雨などにより崩落の危険が懸念されます。今後このような状態がいつまで続けられるのか、又安全対策・環境保全の答えを教えてください。 2. 埋立工事請負形態は、元請業者がすべての責任を負うのですか。二次・三次業者及び運搬業者が違反した場合責任逃れがある。ザル法にならないよう、法の抜け道を皆無に、条例改正をお願いします。 3. 一部条例改正素案では、周辺住民の不安を取り除くため事業者は住民に説明責任を明確とすること及び500㎡未満についても届出が必要とすることが明記されました。我々有志会のお願いが採用されたことに感謝しております。今後、土砂の撤去工事・安全対策工事などの実施の際は、住民との対話集会を開催して頂き、生活に支障がないよう安全対策・環境保全が確実に実行されることを確認していただき、工事着工をお願いします。 4. 波岡中学校南側は市街化調整区域のため、建物・インフラは禁止されていますが、建築資材などの保管置き等は許可されています。今回の不法投棄の原因は建築資材の置き置きが発端となっています。業者はあらゆる法の抜け道を模索し、不法投棄が続けられているのが現状ではないでしょうか。法の抜け道がない条例改正をお願いします。 5. 許可基準の改正で500㎡を超える事業について再生土の埋立てを禁止する素案になっている。500㎡以下の再生土は無条件で許可するのですか。現に波岡中学校隣接の不法投棄土壌のPH値は10を示している。環境基準値はPH値8.6以下のため違反である。再生土は化学反応等でバラツキもあることから500㎡以下も土壌検査を厳密に実施すべきと考えます。再生土は産業廃棄物を化学的、物理的に処理したもので、管理を間違えば危険性をはらんでいます。埋立地は将来宅地、畑等になる可能性があります。	1. 引き続き監視を継続するとともに、状況を注視してまいります。 2. 「違法な特定事業を行った者」と認定できれば二次・三次及び運搬業者など全ての事業者が対象となっております。 3. 改正案は、ご指摘の通りとなっております。 4. 改正により厳格な制度となっております。 5. 500㎡未満の再生土の埋立てについては、規則で定める例外を除き届出を条件といたします。
1. 私たちの身近なところに、突如、残土が運び込まれ、これまで、500㎡未満ということで、木更津市は対応できませんでした。500㎡未満であっても、隣の敷地にはみでたり、斜面に落とし込み、土砂崩れして、雨が降るたびに田んぼへの水路などが埋まってしまったり、困っていました。また、500㎡未満といっても、面積を拡大し、はみだしたら、届け出をしてさらに拡大という手法もいくつかみられ、地域住民の住環境が変わってしまいました。木更津市は、残土条例ができたときは、先駆的でしたが、現在は、県内でも、500㎡未満も規制をしているところが多いことがわかり、やはり、現状のままでは今後、ますます住環境が悪くなるばかりでしたので、条例改正に、期待しています。 2. 今まで、適正に手続きをしてきた事業者の負担がどのくらい増えるのか、また、軽微な事案とは、どのようなものなのか、明確にしてほしいです。 3. 職員体制は増員しなければ、対応が大変なのではとおもいますがいかがですか。 4. 市民の情報提供が重要だと思います。盛土規制法もできたので、以前、作られた手引きの改正も同時に行い、周知をしてください。	1. 条例改正により500㎡未満につきましても対応してまいります。 2. 届出を行う事業者の負担としまして、500㎡未満において一部例外を除き、届出や看板の掲出が必要となります。また再生砕石を利用する事業者につきましても、規模により届出又は許可が必要となります。一部例外の軽微な事案については、今後規則で明示いたします。 3. 条例改正により、受付や現地確認などの対応が増加するものと考えられ、増員につきましては、関係課と協議してまいります。 4. ホームページに掲載している申請&事業の手引き、パンフレットなどの改定を行い、周知してまいります。
1. 優良な事業者もおられると考えます。その事業者の方たちは、どの程度手間が増えるのでしょうか。	1. 届出を行う事業者の負担としまして、500㎡未満において一部例外を除き、届出や看板の掲出が必要となります。また再生砕石を利用する事業者につきましても、規模により届出又は許可が必要となります。
1. 残土や産業廃棄物等で汚染水が漏出し地下水が汚染されることが一番困ります。私はコーヒーやお茶、調理等に使う水は小櫃や久留里まで水を求めて汲みに行ってます。この地下水が汚染されないよう切に願います。	1. 今回の改正で地域森林計画対象区域または水道水源保護地域で3,000㎡以上の特定事業を行う場合の周辺住民の10分の8以上の承諾を必要とする内容を条例化し、明確化を図ります。

1. 第2条関係定義について、再生砕石とはどういうものかわからない。 2. 第3条関係事業者の責務について、「運搬することのないよう努めなければならない」を「運搬してはならない」とすることによって汚染された土壌も運搬できないことになったので前進と考える。 3. 第5条関係市の責務について、悪質な事業者の公表ができる規定を新たに設けることはその事業者による予防の意味があり良いと考える。 4. 第22条関係標識や検査について、すべての特定事業について標識の設置を義務付けることによって、住民の不安を少しでも和らげる効果があると考ええる。 5. 第6条関係届出と許可について、500㎡未満についても届出の義務化も近隣住民の不安を和らげる効果があると考ええる。 私たち住民が安心して生活がおくれる条例改正は賛成である。	1. 再生砕石とは、建築物などを解体する際に発生するセメントやコンクリート等を破砕することで発生した石でございます。 2. 違法な現場に対し、運搬を認めないものとしております。 3. 公表につきましては、住民の皆様への情報提供を行う制度でございます。 4. 全ての届出及び許可に対し、標識設置を義務付けております。 5. 規模の大きさに限らず、どんな事業を行っているか明確化してまいります。
--	--